

アジアでも遅れる日本の アスベスト規制・対策

2020年5月15日

ジャーナリスト 井部正之

届出せずに石綿除去 大成建設を書類送検

1/20(月) 17:33配信



鹿児島市の工事現場で労働基準監督署に届け出ずに石綿＝アスベストを取り除く作業を行ったとして、建設大手の大成建設が書類送検されました。

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されたのは、大成建設と現場の作業所の58歳の男性所長です。労働安全衛生法では、石綿の除去作業を行う際には開始14日前までに労働監督署に計画を届け出て、事前に審査を受けるよう定められていますが、鹿児島労働監督署によりますと、男性所長は去年5月から6月にかけて鹿児島市内のビルの耐震改修工事現場で届出を行わずに除去作業を行った疑いです。

キーワードを入力

トップ

速報

映像

個人

特集

みんなの意見

ランキング

有料

主要

国内

国際

経済

エンタメ

スポーツ

IT

科学

ライフ

地

鹿児島の百貨店「山形屋」で営業中にアスベスト飛散か 大成建設の無届け工事で

3/3(火) 11:32配信



鹿児島市の百貨店「山形屋」で2019年5月から6月にかけて、営業中にアスベストが飛散した可能性のある不適正な除去作業が実施されていたことが明らかになった。（井部正之／アジアプレス）

人体蝕むアスベストの恐怖



◆アスベスト除去する設備省略

1月20日、鹿児島労働基準監督署は吹き付けアスベストの無届け除去作業を実施したとして建設大手の大成建設（本社：東京都新宿区）と現場作業所の所長（58歳）を労働安全衛生法（安衛法）石綿障害予防

- 鹿児島市「山形屋」1号館
- 作業員がアスベストを洗い落とすエアーシャワーや更衣室など「前室」未設置の手抜き工事
- 営業中の百貨店でアスベスト飛散

1



山形県環境局 御中

2019年7月26日

大成建設株式会社九州支店

山形県1号館耐震改修工事における石綿含有物の除去について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標題工事において、社内調査の結果、石綿含有物の一部について、事前に届け出ることなく除去していたことが判明しました。大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。
本件について下記のとおりご報告申し上げます。ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 事案の概要
本件建物には石綿含有物が存在しており、各階の
ましたが、5階北東部分に存在した以下の石綿含有
してしまいました。

＜石綿含有物＞ …別添：「1. 石綿含有物の内容」
①薬部吹付材（レベル1）
②耐火ケイカル板（レベル2）
③空調ダクトジョイントパッキン（レベル2）

2. 石綿含有物除去作業について
＜作業実施時期＞ …別添：「2. 実施工程表」参照
2019年5月14日～2019年6月2

＜作業時の環境＞
・当該場所をプラスチックシートで囲い、負圧除塵装置を用い
浮遊粉塵のろ過を行いながら作業を実施。
・作業員は防護服・呼吸用保護具を着用。
※なお、法令上必要な前室の設置をしており
＜搬出・処分＞ …別添：「3. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）」
特別管理産業廃棄物として搬出・処分（本有
※なお、今回のエリア以外における石綿除去作業
出し、適切に除去・処分しております。

3. 今後の対応・再発防止について
今後このようなことのないよう、以下のとおり再発
＞ 石綿含有物の有無について事前に調査を実施し
確実に行った上で、法令に則り石綿除去作業を
についても事前に諸官庁に届出を行い、法令を
＞ 店社として、当工事工程に基づいて石綿除去す
ないよう確認するとともに、計画通りの作業
画に変更が生じた際は、改めてスケジュールを
きます。

違法認める 大成建設の報告書

＜作業実施時期＞ …別添：「2. 実施工程表」参照

2019年5月14日～2019年6月25日

＜作業時の環境＞

- ・当該場所をプラスチックシートで囲い、負圧除塵装置を用い
浮遊粉塵のろ過を行いながら作業を実施。
- ・作業員は防護服・呼吸用保護具を着用。

※なお、法令上必要な前室の設置をしておりませんでした。

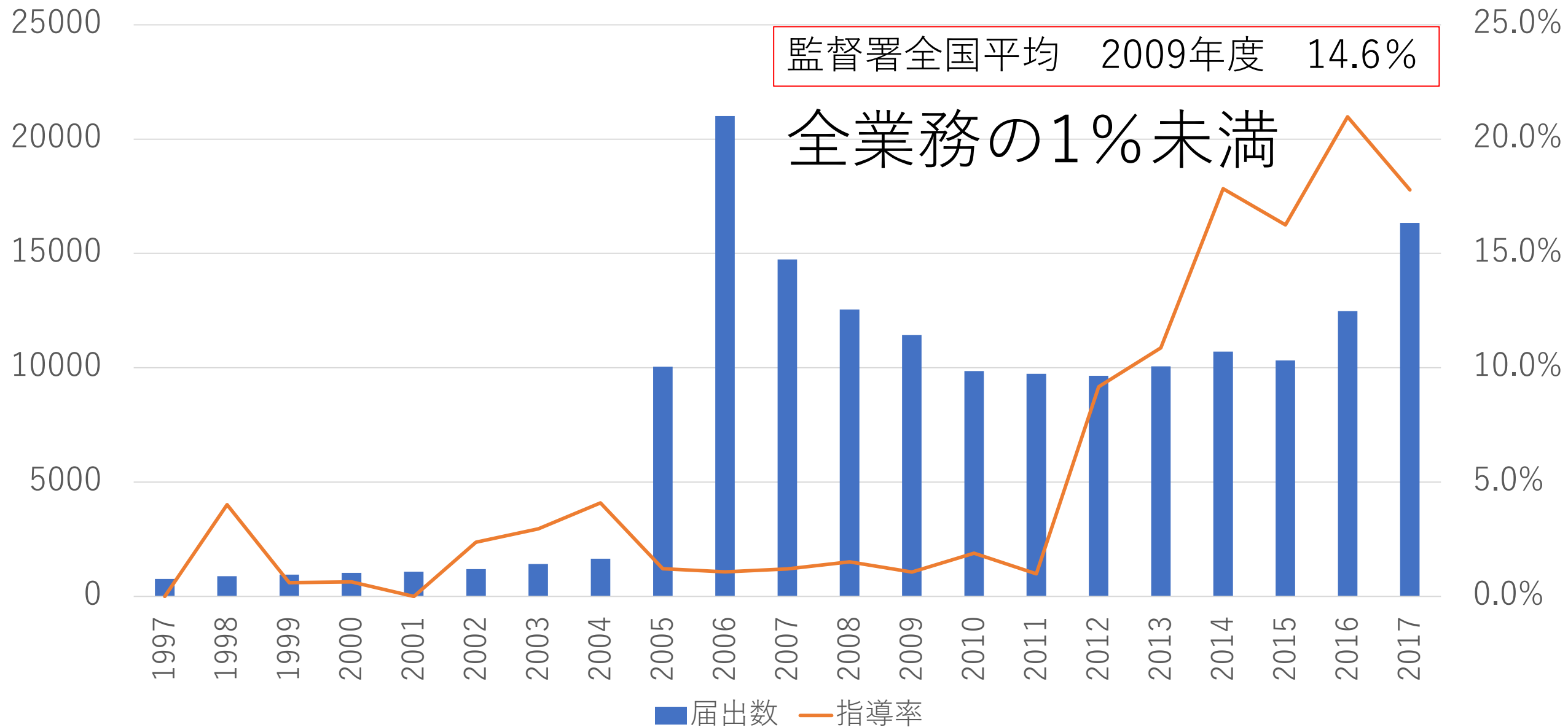
＜搬出・処分＞ …別添：「3. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）」

アスベストの飛散リスクを行政が隠ぺい

- 1カ月以上も営業中の百貨店内で飛散し続けた可能性が高い
- 鹿児島労働基準監督署と鹿児島市はアスベストが飛散リスクを公表せず。結果、飛散事故が隠ぺい
- 大成建設と同社現場作業所所長が書類送検（無届け作業）。起訴は作業所長のみ。罰金30万円の略式命令だけ

→ アスベスト飛ばし放題

アスベスト除去作業の届け出件数と指導率



熊本地震被災地における アスベスト関連立ち入り検査状況

	総検査数	指導件数	指導率
熊本県	283件	209件	73.9%
熊本労働局	885件	430件	48.6%

前年度まで検査件数40件弱

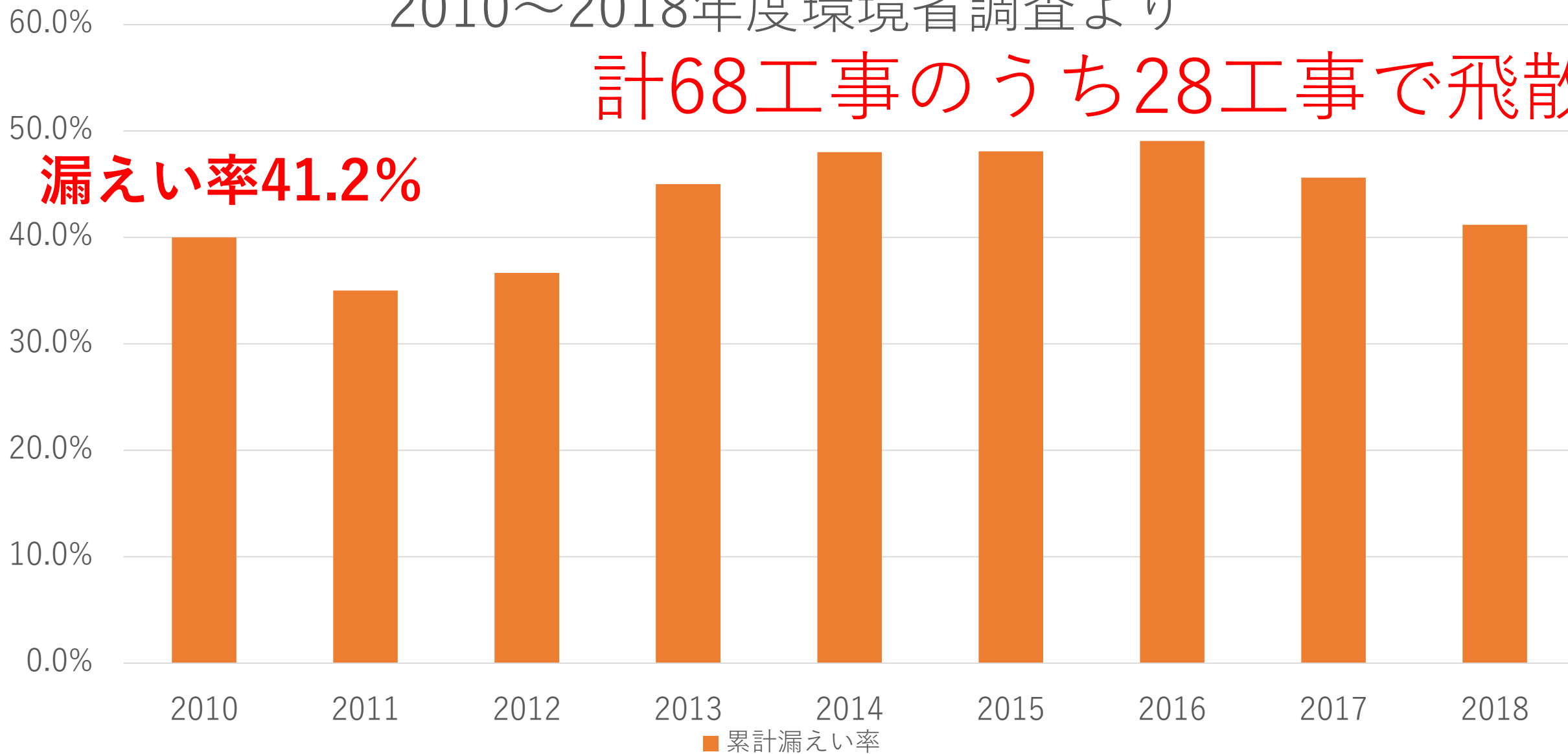
※労働局は文書指導のみ計上。県は口頭指導含め計上

吹き付けなど除去工事の石綿漏えい率（1本超）

2010～2018年度環境省調査より

計68工事のうち28工事で飛散

漏えい率41.2%



韓国におけるアスベスト規制の変遷

- 1981年12月 産業安全保健法制定（1982年7月1日施行）
 - 有害物質の取り扱いにおける作業環境測定義務づけ
 - 粉じん作業における必要な措置の実施義務づけ
 - 粉じんを著しく発する屋内作業場及び石綿を5%以上含む製品を製造・使用する屋内事業場における作業環境測定の実施や保護具の着用、安全教育義務づけ
- 1984年 労働部が石綿を取り扱う企業の事業場で測定開始
- 1990年7月 石綿を含む、特定化学物質の取り扱い業者の許認可制
- 1997年5月 クロシドライトおよびアモサイトの製造・輸入・譲渡・提供・使用禁止
- 2003年7月 アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの製造・輸入・譲渡・提供・使用禁止
- 2007年1月 段階的にクリソタイル製品の輸入・譲渡・提供・使用禁止
- 2009年1月 一部例外を除き、1%超えるすべての石綿の使用禁止
- 2010年6月 産業安全保健法に一定規模以上の建築物や設備を撤去・解体する場合、国が指定するアスベスト調査機関によるアスベスト調査や国に登録されたアスベスト解体・除去業者による施工を義務づけ（2010年7月施行）
- 2011年4月 アスベスト安全管理法制定（2012年4月施行）

建築物の通常使用時における調査義務

2011年 アスベスト安全管理法制定

- 一定規模以上の建築物の所有者に対し、国が指定する機関によるアスベスト調査義務づけ
- 義務対象は多数の人が出入りする場所：①保育所・幼稚園、小中高校、②延べ面積500平方メートル以上の公共建築物、③商業施設や駅、図書館、地下商店街（300～3000平方メートル以上まで規模要件様々）など
- アスベストが存在する場合、建物所有者は8時間以上の講習を受けた「石綿建築物安全管理者」を指定（2年ごとに4時間以上の再講習）。管理基準を遵守し建築物を安全に管理
- 管理者は6か月ごとに損傷状態などを調査し、アスベスト建築物管理台帳に記録・管理。2年ごとにアスベストが使用された部屋の測定義務。その結果に応じた（リスク評価に基づく）措置も義務づけ
- アスベスト調査の実施後1か月以内に行政に調査結果を報告

改修・解体時の義務

2009年 産業安全保健法改正（規則2010年改正）

- 建築物や設備を撤去・解体する場合（50m²以上など）、**国が指定する「アスベスト調査機関」の調査を義務づけ**
- 吹き付けアスベストがあるまたは一定規模以上の除去の場合、登録されたアスベスト解体・除去業者が実施
- 吹き付けアスベストを含む建築物・設備を撤去したり、解体しようとする場合、隔離養生や集じん・排気装置による負圧除じん、湿式処理（加圧式全面マスク、防護服も）、隣接する衛生設備も義務づけ
- **レベル3でも屋内で破損・破砕をとまなう場合同様**。屋外レベル3作業でも破砕禁止で半面マスク、防護服必要。隣接する衛生設備も
- 労働者の曝露管理のための測定は不要（作業場外は管理法で測定義務あり）
- 米国と同じ方式の目視＋発じんさせて測定する完了検査も義務づけ

除去作業時の測定義務や基準

- 吹き付けアスベストの除去または除去面積500平米以上で測定義務づけ。国が指定したアスベスト調査機関など有資格者が実施
- 測定は基本的に毎日実施。①敷地境界（4か所以上）、②衛生設備（セキュリティゾーン）出入口1m以内の地点（各1か所以上）、③集じん・排気装置排気口から0.3m～1m以内の地点（各1か所以上）、④作業現場周辺で室内（1か所以上）、⑤作業現場の屋外5m以内の地点（居住者などがいない場所除き1か所以上）、⑥廃棄物出口周辺の1m以内の地点（1か所以上）、⑦廃棄物保管場所から1m以内（2か所以上）など
- 測定結果は作業現場の所在する該当自治体に「遅滞なく」報告。自治体はその結果をHPで「遅滞なく」公開

完了検査でも測定義務あり

- 完了検査の測定は、国が指定するアスベスト調査機関に所属する「産業衛生管理産業技士」以上の資格を有する者が実施
- 完了検査は上記の有資格者が実施
- 目視による取り残しの確認と測定（告示規定）。空気が乾燥した状態で、作業場内に沈降した粉じんを飛散させつつ測定

さらに第三者による監視も

- 吹き付けアスベストの除去または一定規模以上の工事で発注者が「アスベスト解体作業監理者」を配置し、適正な管理義務づけ。
- 一般監理者は、①産業衛生管理技士、産業安全指導士、建設安全技士などの資格を持ち、②アスベスト関連の経験を3年以上持ち、③産業安全保健法のアスベスト調査機関の条件を満たしている者が、④アスベスト解体・除去作業方法と評価（実習5時間）及び個人保護具の着用と管理（1時間）についての実習6時間を含む計35時間の講習（修了試験含む）修了
- 上級監理者は、①産業衛生管理技士、労働衛生指導士、産業安全技士などの資格を持ち、②アスベスト関連の経験を8年以上持ち、③一般監理者として5年以上の経験を持つ者が、④アスベスト解体・除去作業方法と監視（実習5時間）及び個人保護具の着用と管理（1時間）など実習6時間を含む計35時間の講習（修了試験含む）修了
- 「監理者」は3年ごとの更新講習（7時間）受講義務

アスベスト解体作業監理者の第三者性確保の位置づけ

- ①建築物や設備のアスベスト解体・除去作業を行う者
- ②建築物や設備について、アスベスト調査を実施した機関
- ③当該アスベスト解体・除去現場の作業中などのアスベスト飛散を測定する機関
- ④当該アスベスト解体・除去作業後の完了検査における空気中のアスベスト濃度を測定する者が所属する調査機関又は指定測定機関
- 上記①または④の系列会社
- これらのいずれも当該アスベスト解体・除去作業の監理者になることができない

2018年7月、環境部・教育部・雇用労働部発表

- 完了検査で、室内などのアスベスト残さの検査を実施
- 保護者や市民団体、外部専門家ら参加の「学校アスベスト監視団」運営
- 教育部、環境部、雇用労働部は、現場管理の徹底に向け、「学校アスベスト監視団」及び工事参加企業の能力を強化するため、5月25日から5200人に講習を実施
- 監視団は、①工事前の機器移動、②事前清掃後や隔離養生の確認、③作業中に負圧管理や測定状況の監視、④完了検査やアスベスト残留物確認

学校での除去作業時の監視体制

- 除去作業

- ①アスベスト解体作業監理者
- ②学校アスベスト監視団

- 完了検査

- ①国が指定するアスベスト調査機関に所属する産業衛生管理産業技士など測定者
- ②アスベスト解体作業監理者
- ③学校アスベスト監視団

ソウル市の学校における完了検査

- 2017年からタスクフォースチームをつくり、独自に工事後の残渣物の調査を実施
- 監視団が採取場所選定し、各部屋2～3か所採取
- 当初、位相差顕微鏡や偏光顕微鏡で調べたが、その後電子顕微鏡に。SEMだけでなく場合によってはTEMも
- アスベスト検出したら清掃やり直し
- 3回検出し、そのたびに清掃やり直したことも（計4回清掃）
- 2019年1月 ガイドラインを制度化する「学校アスベスト安全管理に関する条例」制定・施行

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
建物の通常使用時				
調査義務	×	×	○	◎
調査実施者の資格規定	×	×	○	○
管理義務	△	△	○	○
測定義務	×	×	○	○
測定実施者の資格規定	×	×	○	○

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
改修・解体・除去作業				
事前調査義務	△○	△○	○	○
調査実施者の資格規定	×△	×△	○	○
除去業者の許認可・登録	×	×	○	○
第三者による監視	×	×	○	◎
作業中の作業場内測定	×	×	×	×
作業中の作業場外測定	×	×	○	○
分析・測定実施者の資格規定	×△	×△	○	○

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
完了検査				
目視での残存など検査	×	×	○	○
第三者による完了検査	×	×	○	◎
発じん+空気中の測定	×	×	○	○
残存検査（ワイプテスト）	×	×	×	◎

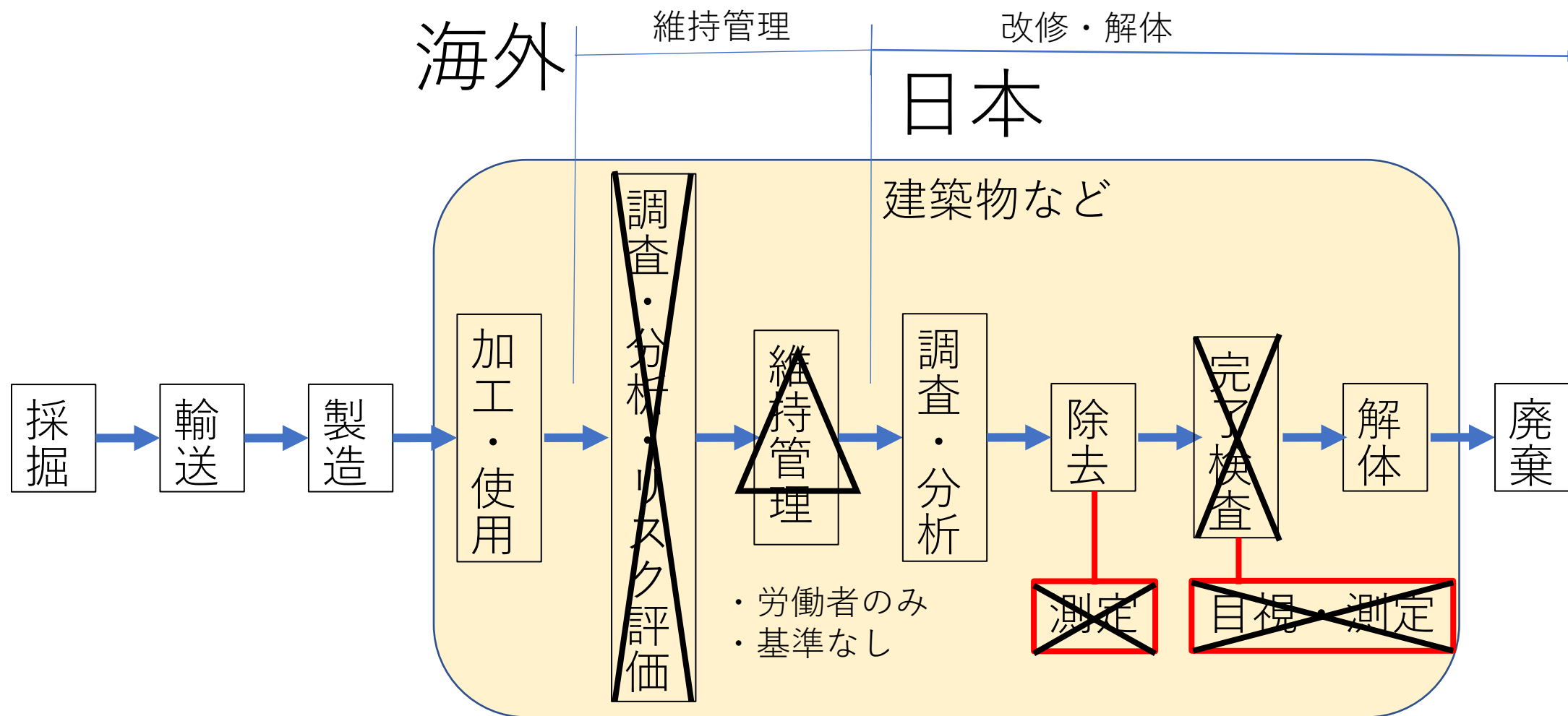
< 韓国 >

- アスベスト使用量は日本の5分の1程度。学校に吹き付けアスベストほとんどなし。ほとんどレベル3建材
- 制度は日本より数段上。さらに子どもを守るため上乘せ
- 第三者による監視制度に加えて、監視団などで徹底監視
- ところが、現場レベルでは実態がともなっていない
- 現場で不十分な面もあるが、それを補うため次々規制強化

< 日本 >

- 使用量韓国の5倍。学校は吹き付けだらけ
- 制度は韓国より数段遅れ。子どもを守るための独自制度なし
- 実態もひどい、監視もほとんどない
- 規制強化ほとんどない

日本の規制は海外の「15～30年遅れ」



諸外国で同様の規制は . . .

- イギリス、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、カナダなど（EU指令も同様）
- アジアでも . . .
- ニュージーランド、シンガポール、韓国
- 除去作業時における測定義務（場内）はフィリピンでも2000年から義務づけ
- もはや石綿使用国よりも遅れている

なぜ「15～30年遅れ」の惨状なのか

- いい加減な対策を許す「規制の不備」放置
- 「規制の不備」により適正な対策が不要「対策の不備」放置
- 規制や対策の不備を是正する「執行の不備」放置

→ 結局、「経済最優先」